

その他の清掃・と畜業における建築物、構築物を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時 間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	12 ～ 13	午前中の可燃ごみ収集作業を終え、被災職員の乗った収集車が事業所に戻り、事業所内の洗車場で停車した。被災職員は収集車を洗車するために降車し、一段上に備え付けてある洗車銃を持ち水を出しながら収集車の方へ向かったところ、収集車に意識を向けていたため足元の注意が疎かになり、段差で左足を踏み外して下の側溝の蓋の上に落ちて座るような体勢になった。踏み外した際、左足首に激痛がはしりそのまま動けなくなった。	61	100 ～ 299
2	7・8	当社敷地内駐車場において、車を停め出社しようと数メートル歩いていたところで車の施錠を行ったかどうか気になり、車に戻ろうとした際、慌てて振り向き、バランスを崩し足を捻って転び負傷した。	33	30 ～ 49
3	1・2	事業系ごみの収集作業を行うため、ごみ出し場所に向かった際、アスファルトとコンクリートの段差に躓き転倒し、前方にあった壁に頭部をぶつけ裂傷を負い、また手足も地面に打ち、打撲と裂傷を負った。	39	50 ～ 99
4	10 ～ 11	顧客先敷地内に於いて、浄化槽の清掃作業中、浄化槽の上を渡ろうとした際、突然、浄化槽上部が割れてしまい、左足がその割れた箇所に嵌まり負傷した。当初は大したことはないと思っていたが、その後、痛みが激しくなった。	46	1～ 9
6	11 ～ 12	被災職員はごみ収集業務に従事していた。収集車にて、運転手及び同僚職員の3人で被災場所の私道に到着し、路上にてごみの積み込み作業を行った。作業を終えて収集車に乗り込もうと私道の側溝を移動中に、被災職員が乗ったはずみで側溝のコンクリート製の蓋が外れ、左脚を側溝にとられて転倒した。その際、左膝下部分を強打し、負傷したものである。	36	50 ～ 99

6	15 ～ 16	倉庫内で、両手に荷物を持ち運搬作業中、30cmの高さの棧に足が引っ掛かり、後ろ向きに倒れて腰を打ち、骨折した。	64	10 ～ 29
7	11 ～ 12	全般清掃が終了しバキュームを洗浄台に搬出しようとしたところ、電源と洗浄台の間に右足を踏み外し受傷した。	29	100 ～ 299
7	8 ～ 9	ゴミステーションで作業中、ゴミ袋を車に積み込もうと踏み出したとき、道路の側溝（段差）に足をとられ負傷した。	40	30 ～ 49
7	5 ～ 6	右側非常駐車帯において、天井が次第に低くなっている場所で、しゃがみこんで除草作業をしていたところ、上部鉄部分（高さ150cm）に頭を強打（ヘルメット着用）し、メガネで鼻の上部を切り、出血及び手の痺れや痛みが発生した。	48	10 ～ 29
7	9 ～ 10	車庫内で清掃作業のため、バケツなどの清掃用具を両手で抱え移動していた。レールを渡り、レール横のグレーチング（格子状に組んだ溝蓋）上にあったバラス（線路などに敷く砂利）を踏んで足が滑ってよろけたが、踏ん張り一旦は耐えた。しかし、反対側の足もバラスで滑り、道具を抱えたまま倒れ込んでしまった。その際、栈橋階段の最下段で頭を打ち、額から出血した。そのまま病院に搬送され、治療（6針縫合）の後、一旦車庫に戻った後に帰宅した。翌日、頭部の治療のため通院した際に胸の辺りに痛みがあり、診察してもらおうと肋骨を骨折していた。	48	10 ～ 29
11	10 ～ 11	旅費の精算のために行った際、誤って入口の段差で足を踏み外し、足をひねり左足を負傷した。	40	50 ～ 99
11	11 ～ 12	ゴミ分別作業終了後、待機場所へ戻る際、洗浄線通路を歩行中、よろけてバランスを崩し洗浄線に転落した。	61	10 ～ 29

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html